

意見陳述書

苫米地サトロこと苫米地敦史

1 私は、原告の苫米地敦史です。苫米地サトロという芸名を名乗り、シンガーソングライターとして活動しておりますが、歌による収入は殆どゼロですので、平日の日中は兼業でどこかに勤務するという生活を21年間続けています。

多数の職業を経験しましたが、2000年からは亘理町社会福祉協議会の職員となり、障害者福祉施設の主任指導員として、もちろん本名で働いています。

反戦や平和、子どもたちの未来といったメッセージを込めた歌を歌っており、1992年、原発問題の集会で歌ったことをきっかけに、社会運動にかかわるようになりました。以後、薬害エイズ問題、日米ガイドラインの問題、有事法制の問題、アフガン問題、パレスチナの問題等での、主に仙台で行われる集会やデモに参加して、歌っています。特に、戦争のなくなった世界をテーマにした「すてきなニュース」を歌い、反戦、平和については、強く訴え、活動を行ってきました。

2 自衛隊に監視されていた、私のライブ活動について述べたいと思います。

2003年12月9日、政府が自衛隊のイラク派兵を決定したとき、私は、日本が戦争をする国になる恐れを強く感じ、なんらかの行動をしなければと思いました。イラク派兵というこれまでになかった大問題については、対立する意見の人とも向き合い、身近な人から理解を得たいと考え、友人のRさんと、街頭でライブをしながら署名を集めるライブ署名をして、地元で反対の声を上げることにしました。

Rさんが、みやぎ生協亘理店の当時の店長に依頼すると、ライブ署名の場所だけでなく、外側の電源まで貸してくれることになったので、私たちは、2003年12月15日から26日までの、土日、祝日の23日を除く9日間、午後6時から7時まで、みやぎ生協亘理店の前でライブ署名を行うことにしました。

みやぎ生協亘理店は、亘理町最大のショッピングセンターで、当日も多くの人を訪れていました。午後6時から私がギターを持って「近くから聞こえる」「す

てきなニュース」などを歌い、Rさんが百万人署名の用紙を使い署名を集めるといふ、ライブ署名を行いました。ライブをしている横には、マジックペンの手書きで「イラクに自衛隊を行かせないライブ」とのタイトル、「2003年12月15日～26日」との期間、「苫米地サトロ・シンガーソングライター・亘理町在住」という私の芸名等を記載したダンボールの看板を置いていました。

反対意見を言う人もいましたが、Rさんが議論していました。署名を集める人がRさん一人しかおらず、議論をしている時間は署名を集めることができなかつたにもかかわらず、9日間で110筆の署名を集めることができました。駐車場のほじから走ってきて署名をしてくれる人もいて、イラク派兵に反対と思っている、それを示す方法を持っていなかった地元の人たちに、署名活動という方法があるということを示すことができたのは、よかつたと思ひました。

私のライブ活動が監視されていたことがわかつたのは、2007年6月7日の報道の翌日でした。新聞記者から連絡があり、また、Rさんから内部文書の該当部分がFAXされてきたことで、自分も監視されていたことを知り、驚きました。

内部文書には「ライブ関係者から、活動を継続的に実施していく旨の話があつた」と記されていましたが、Rさんに聞いてみると、初日か2日目に、「夫が自衛官なので派遣には賛成だ。」と言つて署名をしなかつた人がいたそうです。その女性の夫の自衛官が自衛隊に報告したからこそ、宮城県亘理町の生協前でのライブ署名まで内部文書に記載されたのだと思ひます。

- 3 私たちのライブ署名が内部文書に記載されていることで、様々なことがわかると思ひます。

第1に、自衛隊内部では、自衛隊が「反自衛隊」と考える活動をしている人がいた場合に、それを報告するシステムがあるということです。看板の内容などは関心を持ってみなければ覚えられないと思ひますが、内部文書には、実際に書かれていた看板の内容が正確に記載されていますので、自衛隊の人は、私たちのライブ署名を報告しようと思ひ、注意深く見ていたのだと思ひます。私たちが話した女性の夫の自衛官がたまたま情報保全隊に属していたのかもしれませんが、それよりも、情報保全隊が自ら監視活動をするだけでなく、他の自衛隊員からも情報を報告させ、監視していると思ひた方が自然だと思ひます。

また、自衛隊は、公安情報などに基づき事前に把握した活動を監視していることが多いようですが、事前の宣伝を一切していない私たちのライブ署名のように、予定を把握していない行動も監視の対象になっていることが明らかです。警察に事前に申請する集会やデモだけでなく、普段の何気ない活動まで監視されているということで、とても恐ろしいことだと思います。

第2に、自衛隊が追跡調査をしているということです。

内部文書には、私の本名「苫米地敦史」らしき氏名と、職業「社会福祉協議会職員」が記載されていました。氏名は、公開した日本共産党が黒塗りにしているので断定はできませんが、職業と活動内容から私を指していることは明らかです。氏名の文字列の長さや、黒塗りからはみ出した部分から、芸名の「苫米地サトロ」ではなく、本名の「苫米地敦史」と5文字で書いてあると思われる。

私は、歌を歌う場面で、本名を名乗ったことがないにもかかわらず、自衛隊は私の本名を把握していたのです。ライブ署名の情報を得た自衛隊が調査したのかと思えません。

他方、職業についてはどのように調べたかはわかりません。尾行したりしたのか、とも思いましたが、私の職場は社会福祉協議会の事務所とは別の場所にある施設なので、社会福祉協議会職員という肩書は、町役場などで調べなければわからないはずです。

さて、私は、歌を歌う場面で、本名はもとより、自分の職業も言ったことはありません。理由は、昼間働いていることを話すと、単なるアマチュアの音楽愛好家だと思われ、不利になるからです。第1印象でプロのミュージシャンとってもらえれば、1曲目は必ず聴いてくれるという利点があります。そこで、私は、長髪にして活動し、歌う機会のない普段の日々も長髪で暮らしています。

ですから、私の職業をライブの現場で調べるのはそれほど簡単ではないと思いますので、やはり役場などで、追跡調査をしているのだと思います。

単に、ライブ署名を監視し内部文書に記載しただけでなく、私の本名や職業を内部文書に記載するために、役場などでさらなる調査活動を行っていたということも推論するにつけ、恐ろしいと思いました。

なお、私のライブ署名は、内部文書の82頁に記載されています。74頁からは、平成16年1月20日に作成され、平成16年1月12日から18日までの

「反対動向」が79頁から記載されています。そして、なぜか私たちのライブ署名だけが、該当期間から約1か月ずれているにもかかわらず、記載されています。このことから、報告を受けた事例について、一定期間調査をし、詳細な情報を内部文書に記載したことが明らかだと思えます。

- 4 本名や職業などを、知らないうちに調べられていることを知り、陰湿さや気味悪さを感じ、「背筋がゾッとする」という慣用句そのままに背中を悪寒が走りましました。

そして、このように、ささやかなライブ署名活動さえも監視され、内部文書が作成されていることに憤りを感じました。

自衛隊は海外へ監視の目を光らせ、日本を守るのが任務のほうではないでしょうか。市民を守るべき自衛隊が、市民を監視しているというのは本末転倒の行為で、これは、戦時中に憲兵隊が各地で行ってきたことや、日本軍が沖縄でやったことにつながる国民監視だと思えます。このような活動は、自衛隊がやることではない、やめさせなければと思い、原告になることにしました。

ただ、家族への影響が心配です。家族も自衛隊に監視されていたとしたら、子供たちが安心して学校に行くことさえもできないと思えます。

さらに、このように監視されている情報が漏れることによって、嫌がらせを受けたら嫌だな、と思えます。ファイル交換ソフト等によって、機密情報が漏れてしまうことがよく報道されていますので、自衛隊の監視情報が漏れる危険もかなり大きなものだと考えざるを得ません。

私たちの活動は何ら問題のない正当なものであると思えますが、「自衛隊に監視されるような人」という目で見られると、イラク派兵反対などの平和活動自体が、不当なもののように思われ、嫌がらせをする人が現れるかもしれません。また、活動に関わったRさんへの嫌がらせが起こることも考えられます。その可能性が少しでもある限り、Rさんの本名をここにだすわけにはいかないのです。

最近、住居侵入罪で訴追された立川反戦ビラ事件など、表現活動が制限される事件が多数起きています。立川反戦ビラ事件では、2008年4月に最高裁で被告有罪の判決が確定しましたが、この判決を憂慮し、国連・自由権規約委員会が「当該締約国は、規約19条と25条によって保護されている政治活動とその他

の活動を、警察、検察、裁判所が不当に制限することを防止するために、表現の自由と広報活動に参加する権利に対する、当該締約国の制定法におけるいかなる不当な制限も廃止すべきである。」と意見を述べています。

国連からも指摘されているとおり、現在の日本は、憲法で保障されている表現活動が制限されている非常に問題ある状況で、戦前の日本によく似た状況になってきている、と言っても過言ではないと思います。

- 5 私を含め、私たち普通の市民である原告たちは、監視されているという恐怖感や、嫌がらせを受けるかもしれないという恐怖感と戦いながらも、日本国民として主張すべき正当な意見を表明するために、実名を名乗り、行動しています。我々無名の一市民が実名を名乗り出るということは、先に述べたとおり本当に勇気のあることなのです。それでも私たちには、集まって互いを励まし合うという方法があります。一人一人は無力ではありますが、集まり、励ましあうことで勇気を持ち、名前を出し、手弁当で活動しているのです。

それに対し、国民監視をする側は、憲法19条、21条、13条等に違反する行為を、勤務として給料を受け取りながら、姿を隠し、名前を隠し、行っています。この格差にも目を向けてください。

裁判所は、被告の国が、私の活動を監視し、実名と職業等を調査したうえで記録として保管していることについてきちんと調べ、そして、行政府のその行いが、日本国憲法に違反しているときには、憲法81条に基づき、はっきりと判断してください。

憲法前文にあるように、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」し、確定した日本国憲法を、憲法99条に基づき、行政府の公務員にきちんと守らせて下さい。

以上